よく寄せられる質問

水道民営化と聞くけれど、 県は水道事業を民間に丸投げしたの?

みやぎ型は水道事業経営の全てを民間事業 者に譲り渡す完全民営化ではありません。

みやぎ型では9つの水道事業について、県が最終責 任を担う他、施設の所有権を県が保持したまま、浄水 場などの運転管理と修繕・更新工事を運営事業者に委ね ます。運営事業者は、県との契約に基づき、県が要求 する基準を守って業務を行う義務を負っていますので、 運営事業者が全て自由に事業を行えるわけではなく、そ こには県が要求する基準という制約が存在します。

また、県は運営事業者が基準を守っているか、しっか りとモニタリングしていくとともに、水道管路のメンテ ナンスや更新の他、災害時の対応は運営事業者に委ね ず、引き続き県が担います。

民間の事業者が運営することで 勝手に料金を上げられるのでは?

運営事業者には、料金を自由に改定する権 限はありません。

県は市町村に水を供給し、市町村から料金を頂いて いますが、この料金は県の条例で定められています。 料金改定には条例改正が必要であり、条例改正のため には県議会の議決を経る必要があります。料金はこれま でと変わらず民主的な手続きによって決定されます。

コスト削減の結果、 水質が悪化するのでは?

水道法に定められた水質基準を守るため、 水質は悪化しません。

運営事業者はスケールメリットを生かし、浄水処理に必 要な薬品をまとめ買いすることなどでコストを削減します。

水道法に定められた水質基準は必ず守らなければなら ず、コスト削減のため浄水処理に必要な薬品の使用量 を減らすことはできません。

また、県は引き続き水道水の水質検査を行うだけで はなく、運営事業者に抜き打ちで水質検査を行い、水 道水の安全性を確認していきます。

₿水道経営課

2022(211)3430



みやぎ型管理運営方式の対象

赤い太線で囲んだ範囲(県の水道用水供給エリア)内の★印のついた 事業が対象です。



運営事業者

令和4年4月よりみやぎ型の浄水場や下水処理場などの 運転管理は、「株式会社みずむすびマネジメントみやぎ」が 担当します。同社はメタウォーター株式会社を代表企業と する国内10社の出資により県内に設立された特別目的会 社で、全国的に活躍する水のプロフェッショナル企業がノ ウハウと人材を結集して結成されました。



みずむすび

事業開始式を開催しました

令和4年4月12日、宮城県仙南·仙塩広域水道事務所(南 部山浄水場:白石市)でみやぎ型事業開始式を開催しました。 式典には、知事をはじめ県議会議員、関係府省、関係 企業が参加しました。



「みやぎ型管理運営方式」が 始まりました CAND SHED CHAPTER SHED

水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業の3つの水道事業を 官民連携により一体的に運営する「宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)」が 令和4年4月から始まりました。



25市町村/2事業

ダムや河川から取水した水を 浄水処理し、市町村受水タン クに供給します。





そのうち、 水7事業の合計 ぎ型管理運営方式の対象は9事業で 事業です

県が運営している水道事業は、 上水2事業、工業用水3事業

③流域下水道事業

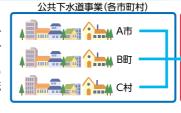
2工業用水道事業

河川から取水して、濁りをな くして工業用水を企業に届け

74社/3事業

26市町村/7事業

※みやぎ型の対象は4事業(21市町村) 複数の市町村から汚水を集め て、きれいにして川などに流 します。



水源



のダウン

|昇を抑制

赤枠: 県の事業(みやぎ型) /青枠: 市町村の事業

これまで

みやぎ型管理運営方式

契約期間

4~5年間

- ●民間事業者の従業員の 雇用が不安定
- ●人材育成が困難

●人材育成、技術継承が容易

●民間事業者の雇用が安定

契約する事業の単位

事業ごと個別に委託

●スケールメリット(※2)を 発揮しづらい

対象9事業を一体で契約 ●スケールメリットの 効果が拡大

発注の方法

仕様発注 県の役割

●浄水場などの運転管理 方法などを細かく指定

民間の役割

●県が指定した方法に従い、 運転管理などを実施

性能発注

県の役割

- ●水量、水質などの基準を指定 ●基準を満たしているか確認 運営事業者の役割
- ●基準を満たすように運転 管理を工夫
- 今後の需要見込に合わせて口径を縮小すること
- ※2 規模が拡大することで生産性などが向上すること

たが

年を 経過

を踏まえた施設の 事業を取り サ 大規模な更新が必要と 急激な料 イジング(※ 将来の 統 く経営環境 廃合や、 金上昇が避 急激に進む 水需要の減 てきま 1)な 方法を見る の 連携の運営手法で、

一盤の強 な

る 県は今後の 力を最大限 までの契約

みやぎ県政だより令和4年7月・8月号

みやぎ県政だより 令和4年7月・8月号